

# 株 主 各 位

東京都中野区中央4丁目60番3号

## 株式会社 銀座ルノアール

代表取締役社長 小 宮 山 誠

### 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時  
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都中野区中野4丁目1番1号  
中野サンプラザ 13階コスモルーム  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、  
計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連  
結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決  
定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた  
場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ginza-renoir.co.jp>）に掲載させていただきます。

●株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布及び総会後の懇談会を取り止めさせていただいております。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

### 【株主の皆様へのお願い】

- ◆株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調に十分ご留意の上、ご来場について慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ◆ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方は、株主総会へのご来場について、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ◆ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、書面による事前行使をご利用ください。
- ◆会場にご来場の株主さまにおかれましては、マスク着用をお願いいたします。

### 【当日の株主総会運営について】

- ◆会場入口にアルコール消毒液を設置させていただきます。
- ◆議長をはじめ役員と株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ◆株主総会の議事進行は、円滑かつ効率的に執り行うことに努め、短時間で行う予定でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ◆株主さま同士の座席の間隔を可能な限り空けてご着席いただくため、座席数を減らしております。状況によりお席をご用意できない場合がございます。
- ◆受付時に株主さまに非接触型体温計で検温させていただく予定です。  
なお、発熱が確認された場合には入場をお断りさせていただきます。
- ◆開会後におきましても、体調がすぐれないようにお見受けされる方におかれましては、運営スタッフからお声掛けさせていただく場合や、ご退場をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、適宜、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ginza-renoir.co.jp>) にてお知らせいたします。

## 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う各種感染拡大防止措置が断続的に繰り返されたことにより、長期にわたり経済活動が抑制されましたが、その後のワクチン接種の普及等により状況の改善は見られたものの、新たな変異株の発生やウクライナ情勢に起因する地政学リスクの高まり等により、依然として先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、お客様や従業員の安心安全を考慮し、衛生管理の徹底とソーシャルディスタンスの推進等の感染防止への取り組みを引き続き実施し、人員配置の効率化等、各種経費削減にも努めてまいりました。

また、当社グループが持続的成長と企業価値向上を実現するために、中食・内食への対応、及び当社グループが長年提供してまいりましたコーヒートとの親和性が高い「パン」の製造及び販売を開始するにあたり、2021年9月BAKERY HINATA大宮大成町店、12月BAKERY HINATA相武台店を新規オープンいたしました。

さらに、景気変動等の業績に大きな影響を及ぼすリスクの軽減化、収益の増大化による財務基盤の安定化を図るための事業の多角化の一環として、株式会社シャトレーゼとの間で「シャトレーゼ」のフランチャイズ契約を締結いたしました。

今後も、更にお客様に求められる価値観を提供し続けることが出来るよう、より高品質の商品やホスピタリティあふれるサービスの提供に努めてまいります。

店舗数につきましては、2021年6月ミヤマ珈琲大宮大成町店、9月銀座2丁目店、11月新宿アルタ横店を閉店いたしましたので101店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,557百万円(前期比383百万円増)、営業損失は1,237百万円(前期は営業損失1,960百万円)、経常損失は45百万円(前期は経常損失1,927百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は347百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,368百万円)となりました。

##### ②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、275百万円であります。主なものは、新規出店及び既存店の改装の設備投資であります。

### ③資金調達状況

新型コロナウイルス感染症拡大とその影響の長期化に備えることを目的として手元資金の充実を図るため、金融機関から長期借入により500百万円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                      | 第 56 期<br>2018年度 | 第 57 期<br>2019年度 | 第 58 期<br>2020年度 | 第59期(当期)<br>2021年度 |
|------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 売上高(百万円)                                 | 7,968            | 8,045            | 4,173            | 4,557              |
| 経常利益又は経常損失(△)(百万円)                       | 505              | 447              | △1,927           | △45                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円) | 122              | 51               | △2,368           | 347                |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)             | 20.00            | 8.36             | △387.70          | 56.87              |
| 総資産(百万円)                                 | 6,738            | 6,867            | 6,057            | 6,865              |
| 純資産(百万円)                                 | 5,753            | 5,698            | 3,275            | 3,595              |
| 1株当たり純資産(円)                              | 935.11           | 925.12           | 529.22           | 581.04             |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金      | 議決権比率 | 主要な業務内容 |
|------------|----------|-------|---------|
| (有)銀座ルノアール | 12,000千円 | 50.0% | 喫茶店の経営  |

## (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の抑制による影響は徐々に改善されると見込まれるものの、ウクライナ情勢に起因する地政学リスクの高まり等に伴う物価高の影響が、しばらく続くものと予測しております。

当社グループといたしましては、このような状況の中でも「銀座ルノアール」の価値観を認識していただくために、お客様の視点に立った店舗づくりに力を入れていく為、今まで以上に以下の課題に取り組んでまいります。

- ①お客様の満足度向上のための「ホスピタリティサービスの充実」「商品開発」への取組
- ②新規出店への取組
- ③FC事業への取組
- ④不採算店舗の見直し・撤退を徹底し、利益構造改革への取組
- ⑤人材の活性化を推進し、これからの当社グループを担う人材教育への取組

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ①飲食店の経営
- ②前号に付帯する一切の業務

## (6) 主要な店舗等 (2022年3月31日現在)

本社：東京都中野区中央4丁目60番3号

|               |        |
|---------------|--------|
| 店舗：喫茶室ルノアール   | 77 店舗  |
| ニューヨークーズ・カフェ  | 5 店舗   |
| カフェ・ミヤマ       | 4 店舗   |
| カフェ・ルノアール     | 8 店舗   |
| ミヤマ珈琲         | 4 店舗   |
| 溜之厓珈琲         | 1 店舗   |
| BAKERY HINATA | 2 店舗   |
| 合計            | 101 店舗 |

店舗の地域別出店状況

東京都 87店舗 神奈川県 11店舗 埼玉県 3店舗

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

| 使用人数             | 前連結会計年度末比増減    |
|------------------|----------------|
| 191名<br>(1,209名) | 8名減<br>(242名減) |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前期末と比べて242名減少しておりますが、その主な理由は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業績悪化によるものであります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先          | 借入残高      |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 540,000千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 600,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 600,000千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 500,000千円 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 20,000,000株
- ②発行済株式の総数 6,252,004株
- ③株主数 3,672名
- ④大株主 (上位10名)

| 株 主 名               | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------|---------|---------|
| 有 限 会 社 オ ー ギ ュ ス ト | 1,331千株 | 21.8%   |
| 株 式 会 社 花 見 煎 餅     | 1,168   | 19.1    |
| キ ー コ ー ヒ ー 株 式 会 社 | 754     | 12.3    |
| 塩 井 賢 一             | 500     | 8.2     |
| 小 宮 山 誠             | 172     | 2.8     |
| 小 宮 山 文 美           | 140     | 2.3     |
| 猪 狩 安 往             | 81      | 1.3     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 63      | 1.0     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 40      | 0.7     |
| 大 木 透               | 34      | 0.6     |

(注)1. 当社は、自己株式143千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年3月31日現在)

|                    |                   | 第4回新株予約権                         |         |
|--------------------|-------------------|----------------------------------|---------|
| 発行決議日              |                   | 2016年7月14日                       |         |
| 新株予約権の数            |                   | 610個                             |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |                   | 普通株式 61,000株                     |         |
| 新株予約権の発行価格         |                   | 無償                               |         |
| 新株予約権の払込金額         |                   | 新株予約権1個当たり86,400円<br>(1株当たり864円) |         |
| 新株予約権の行使期間         |                   | 2018年8月1日から<br>2023年7月31日まで      |         |
| 役員の保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                          | 160個    |
|                    |                   | 目的となる株式の数                        | 16,000株 |
|                    |                   | 保有者数                             | 3名      |
|                    | 社外取締役             | 新株予約権の数                          | 40個     |
|                    |                   | 目的となる株式の数                        | 4,000株  |
|                    |                   | 保有者数                             | 1名      |
|                    | 監査役               | 新株予約権の数                          | 40個     |
|                    |                   | 目的となる株式の数                        | 4,000株  |
|                    |                   | 保有者数                             | 1名      |

②当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                    |
|-----------|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 小 宮 山 誠  | (有) 銀座ルノアール<br>代表取締役社長<br>(株) 花見煎餅<br>代表取締役社長                   |
| 取締役副社長    | 猪 狩 安 往  | 管 理 本 部 管 掌<br>兼 経 営 戦 略 室 長                                    |
| 取 締 役     | 岡 崎 裕 成  | 開 発 本 部 長<br>兼デザイン・メンテナンス部長<br>(有) 銀座ルノアール<br>取 締 役             |
| 取 締 役     | 高 野 好 隆  | 営 業 本 部 長<br>兼 マーケティング部長                                        |
| 取 締 役     | 小 澤 信 宏  | キ ー コ ー ヒ ー (株)<br>取締役専務執行役員営業統括<br>(株) イタリアントマト<br>代表取締役社長兼CEO |
| 常 勤 監 査 役 | 工 藤 俊 朗  |                                                                 |
| 監 査 役     | 中 谷 ゆ かり | 弁 大 護 士<br>高 法 律 事 務 所                                          |
| 監 査 役     | 荒 剛 史    | (株) アイオイ・システム<br>常 勤 監 査 役                                      |

(注)1. 取締役小澤信宏氏は社外取締役であります。

2. 監査役中谷ゆかり及び監査役荒剛史の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役中谷ゆかり氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から監査役としての職務を適切に遂行しております。
4. 監査役荒剛史氏は、企業経営者、また他社の監査役としての豊富な経験と知見を有し、主に企業統治の観点から監査役としての職務を適切に遂行しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。



### ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないための措置として、故意によって生じた被保険者自身の損害等については、填補の対象外としております。

### ④取締役及び監査役の報酬等

#### 1. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |           |          | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------|----------|----------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等   | 非金銭報酬等   |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 126<br>(0)      | 91<br>(0)       | 34<br>(0) | —<br>(—) | 4名<br>(0)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 17<br>(3)       | 13<br>(3)       | 3<br>(0)  | —<br>(—) | 3<br>(2)       |
| 合 計              | 144             | 105             | 38        | —        | 7              |

- (注) 1. 上表の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名(うち社外取締役1名)を除いているためであります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### 2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第53回定時株主総会において年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

また、監査役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第26回定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。

#### 3. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

##### a. 【基本方針】

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「業績連動報酬」、「退職慰労金」で構成され、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位や職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、株主総会で決議され

た役員報酬額の総額の範囲内とする。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- b. 【基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)】

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、各役位の最終月額報酬に各役位の在任年数と各役位の役位係数を乗じた額を基本とする。

- c. 【業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または算定方法の決定に関する方針(報酬等を与えるまたは条件の決定に関する方針を含む。)】

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、中・長期計画等の実績に整合するよう個別に策定し、報酬等を与える時期、条件等を決定する。

- d. 【金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額についての取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針】

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。委任を受けた代表取締役社長は内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- e. 【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項】

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、管理監督する。

尚、株式報酬は、取締役会において取締役個人別の割当株式数を決議する。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### a. 取締役の状況

#### i. 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 取締役小澤信宏氏は、キーコーヒー株式会社の取締役専務執行役員及び株式会社イタリアントマト代表取締役であります。キーコーヒー株式会社は、当社の主要株主であり、特定関係事業者（主要な取引先）であります。

#### ii. 当事業年度における主な活動状況

取締役小澤信宏氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度に開催された取締役会に13回(100%)出席しております。

### b. 監査役の状況

#### i. 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 監査役中谷ゆかり氏は、大高法律事務所に所属する弁護士であります。なお、当社と大高法律事務所との間に取引関係はありません。
- ・ 監査役荒剛史氏は、㈱アイオイ・システムの常勤監査役であります。なお、当社と㈱アイオイ・システムとの間に取引関係はありません。

#### ii. 当事業年度における主な活動状況

監査役中谷ゆかり氏は、社外監査役就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。

当事業年度に開催された取締役会に13回(100%)・監査役会に13回(100%)出席しております。

監査役荒剛史氏は、社外監査役就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

当事業年度に開催された取締役会に13回(100%)・監査役会に13回(100%)出席しております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ①名称

EY新日本有限責任監査法人

##### ②報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 27百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

##### ④責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は監査委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ①当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社グループの業務執行を行う取締役は、取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
  - b. 取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、同会議には監査役が出席し、必要などときには意見を述べるができることとする。
  - c. 社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、企業行動規範・行動指針を制定して全社員に配布・周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。
  - d. コンプライアンス委員会を設置し担当取締役を任命し、委員会を所管せしめ、これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス委員会を取締役会の諮問機関として、コンプライアンス体制を確立するため、各担当部署固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
  - e. 各担当部署責任者及び取締役並びに監査役は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかにコンプライアンス委員会に報告することとする。このほかに、コンプライアンスホットラインを設け、情報の確保に努める。報告・通報を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施させる。特に、取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちにコンプライアンス委員会に付議し審議を求めると共に、取締役会、監査役会に報告する。
  - f. コンプライアンス委員会及び監査役は、日頃から連携の上、会社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。

- g. コンプライアンス担当取締役、監査役会、監査法人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、定期的にコンプライアンス委員会にその結果を報告する。
- h. 社員の法令・定款違反行為についてはコンプライアンス委員会から懲罰会議へ処分を求め、役員の方令・定款違反については、コンプライアンス委員会が取締役に具体的に処分を答申する。

### ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程については監査役会の承認を得るものとする。

### ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理を体系的に定める危機管理規程を制定しており、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視することとする。会社のリスクに関する統括責任者として危機管理対策本部長を選任し、総務部が補佐する。
- b. 危機管理対策本部長は、危機管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- c. 内部監査室は総務部と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施し、結果については適宜、取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- d. 危機管理対策本部は定期的に上記の体制整備の進捗状況をレビューすると共に、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の適切性に関するレビューを行う。
- e. 会社に発生したリスクを新たに発見した従業員が直接対策本部長へ連絡する制度を設ける。

- ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役、社員が共有する全体的な目標を定め、この浸透を図ると共にこの目標に基づく当社グループの中長期計画及び各事業年度計画を策定し、当該計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
  - b. 各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
  - c. I T を積極的に活用したシステムにより迅速に月次管理会計としてデータ化し、毎月担当取締役及び取締役会に報告し、担当取締役は目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正すると共に、具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制に改善する。
  - d. 当社の目的、企業理念、経営計画への投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで当社の事業が効率的に運営できるように、社内にIR担当取締役を置き、その統括の下に情報開示担当者を選任し、適時情報開示を適切に実施すると共に、IR説明会へのサポートを実施する。代表取締役社長は率先して会社のスポークスマンを務める。
- ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. グループ各社全体の内部統制を担当する部署を総務部とし、他の内部統制主管部及びグループ各社の業務を所管する事業部と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、グループ各社に必要な指導・支援を実施し、次の各号の内部統制の状況を把握し、必要に応じて改善策を指導する。
    - i) リスク評価と分析
    - ii) 監査体制を含む体制の整備
    - iii) 取締役の職務執行にかかる情報の保存・管理
    - iv) 役職員のコンプライアンス体制
    - v) 取締役の職務執行の効率性の確保
    - vi) 財務報告の信頼性の確保
    - vii) 内部統制のモニタリング
    - viii) 情報伝達の実効性

- b. 内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
  - c. 担当取締役は、グループ各社の内部統制の状況について、年2回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役会は内部監査室に属する使用人の任命・異動・懲戒について、事前に人事担当取締役より報告を受けると共に、必要がある場合には、理由を付して、当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
  - b. 当該使用人は、監査役に係る業務に優先して従事するものとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会に報告するための体制  
当社グループの取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、グループ全体に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。
- ⑨ 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底させる。



- ⑩監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

- ⑪その他監査役の監査が実効的に実施されるための体制

- a. 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- b. 監査役会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家の助言を受ける機会を保障する。

- ⑫財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る全社統制、業務プロセス等、内部統制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制の充実を図る。

- ⑬反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

- a. 当社グループは社会的に責任ある企業として、反社会的勢力又はそれらに関係する企業・個人とは、一切の取引を行わないこと、一切の関係を持たないことを全ての役員、使用人に対し啓蒙活動を行うものとする。
- b. 反社会的勢力による不当要求に対しては、顧問弁護士や警察等の各関係機関との連携を行い、毅然とした対応を行う。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

- ①当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの徹底を図るため、入社時及び年間を通じて社員研修会を行っております。また、随時コンプライアンス委員会を開催し、問題等の把握及び報告、対策等の協議、並びに教育を致しました。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役が任命した責任者のもと、文書管理規程に従い、重要な会議及び職務権限規程に基づいて決裁した文書、その他の取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っております。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程に基づき、想定されるリスク及び発生したリスクに対応すると共に、内部監査室が年2回進捗状況をレビューしております。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、毎月1回開催され、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に月次管理会計としてデータ化し担当取締役が報告し、目標未達の要因を分析し改善への効率的な業務遂行体制を執っております。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社全体の内部統制を担当する部署が、業務を所管する部署と連携し、必要な指導・支援を行い、必要に応じて改善策を指導しております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、内部監査室を設置し、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、監査役会に報告しております。

⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか業務執行会議等にも出席したほか、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて状況を聴取しております。また、コンプライアンス委員より内部通報により収集された情報の報告を受けております。代表取締役とも定期的に連絡会を開催しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額         | 科 目            | 金 額         |
|----------------|-------------|----------------|-------------|
| <b>資 産 の 部</b> |             | <b>負 債 の 部</b> |             |
| 流 動 資 産        | [3,427,432] | 流 動 負 債        | [2,278,427] |
| 現金及び預金         | 3,120,807   | 買掛金            | 69,721      |
| 売掛金            | 111,867     | 短期借入金          | 1,740,000   |
| 商 品            | 21,340      | リース債務          | 61,424      |
| そ の 他          | 173,417     | 未払法人税等         | 25,515      |
| 固 定 資 産        | [3,438,340] | 賞与引当金          | 54,990      |
| (有形固定資産)       | (1,601,387) | 株主優待引当金        | 21,251      |
| 建 物            | 821,231     | そ の 他          | 305,524     |
| 工具器具及び備品       | 43,507      | 固 定 負 債        | [991,552]   |
| 土 地            | 516,039     | 長期借入金          | 500,000     |
| リース資産          | 220,608     | リース債務          | 183,692     |
| そ の 他          | 0           | 役員退職慰労引当金      | 128,797     |
| (無形固定資産)       | (9,736)     | 退職給付に係る負債      | 161,549     |
| ソフトウェア         | 9,736       | そ の 他          | 17,513      |
| (投資その他の資産)     | (1,827,215) | 負 債 合 計        | 3,269,980   |
| 投資有価証券         | 94,066      | 純 資 産 の 部      |             |
| 長期貸付金          | 55,660      | 株 主 資 本        | [3,556,793] |
| 敷金及び保証金        | 1,452,992   | 資 本 金          | 100,000     |
| 長期預金           | 100,000     | 資 本 剰 余 金      | 1,735,459   |
| 繰延税金資産         | 36,258      | 利 益 剰 余 金      | 1,832,429   |
| そ の 他          | 88,238      | 自 己 株 式        | △111,095    |
| 資 産 合 計        | 6,865,773   | その他の包括利益累計額    | [△7,547]    |
|                |             | その他有価証券評価差額金   | △7,547      |
|                |             | 新株予約権          | [3,840]     |
|                |             | 非支配株主持分        | [42,707]    |
|                |             | 純 資 産 合 計      | 3,595,792   |
|                |             | 負 債 純 資 産 合 計  | 6,865,773   |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------|
| 売上高             |           | 4,557,374 |
| 売上原価            |           | 612,452   |
| 売上総利益           |           | 3,944,922 |
| 販売費及び一般管理費      |           | 5,182,729 |
| 営業損失            |           | 1,237,807 |
| 営業外収益           |           |           |
| 受取利息及び受取配当金     | 4,478     |           |
| 受取家賃            | 33,138    |           |
| 受取保険料           | 399       |           |
| 投資有価証券売却益       | 35,315    |           |
| 助成金収入           | 1,096,653 |           |
| 協賛金収入           | 25,200    |           |
| その他の            | 20,402    | 1,215,587 |
| 営業外費用           |           |           |
| 支払利息            | 15,125    |           |
| 撤去費用            | 1,075     |           |
| 不動産賃貸費用         | 4,434     |           |
| 保険解約損           | 1,031     |           |
| その他の            | 1,537     | 23,203    |
| 経常損失            |           | 45,423    |
| 特別利益            |           |           |
| 固定資産売却益         | 579,220   |           |
| 立退きに伴う受取補償金     | 20,000    | 599,220   |
| 特別損失            |           |           |
| 固定資産廃棄損         | 1,083     |           |
| 減損損             | 142,164   | 143,248   |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 410,547   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 25,515    |           |
| 法人税等調整額         | 34,082    | 59,597    |
| 当期純利益           |           | 350,950   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |           | 3,541     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 347,408   |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |          |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 2021年4月1日 期首残高                | 100,000 | 1,735,459 | 1,485,020 | △111,095 | 3,209,384   |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |          |             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |           | 347,408   |          | 347,408     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —         | 347,408   | —        | 347,408     |
| 2022年3月31日 期末残高               | 100,000 | 1,735,459 | 1,832,429 | △111,095 | 3,556,793   |

|                               | その他の包括利益<br>累計額  | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|-------------------------------|------------------|-------|---------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 |       |         |           |
| 2021年4月1日 期首残高                | 23,365           | 3,840 | 39,166  | 3,275,756 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |       |         |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |       |         | 347,408   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △30,913          |       | 3,541   | △27,371   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △30,913          | —     | 3,541   | 320,036   |
| 2022年3月31日 期末残高               | △7,547           | 3,840 | 42,707  | 3,595,792 |

(注)記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 (有)銀座ルノアール

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年から41年

工具器具及び備品 3年から15年

ロ. 無形固定資産

（リース資産除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用

定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に喫茶等事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客への販売におけるクーポン利用について、従来は総額を収益として認識し、値引き額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高、販売費及び一般管理費がそれぞれ26,477千円減少しておりますが、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 固定資産の減損

##### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失142,164千円、固定資産2,176,941千円

##### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### イ. 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

各店舗の営業損益が継続してマイナスとなっているか、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合、退店の意思決定をした場合等に減損の兆候を把握しております。減損の兆候がある店舗については、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しております。

使用価値の算出は、各店舗の将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、各店舗の将来キャッシュ・フローは、翌年度の事業計画を基礎としております。

###### ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、各店舗の事業計画の基礎となる客数、客単価の収益予測及び人件費等の費用予測であります。新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症による業績への影響が2023年3月期の一定期間継続するものと仮定しております。

###### ハ. 翌年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。一方で、将来の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

#### (2) 繰延税金資産の回収可能性

##### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 36,258千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は36,658千円）

##### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### イ. 算出方法

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく翌期の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、翌年度の事業計画を基礎としております。

###### ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、各店舗の客数、客単価の収益予測及び人件費等の費用予測であります。新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症による業績への影響が2023年3月期の一定期間継続するものと仮定しております。



## ハ. 翌年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しております。一方で、将来の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響は徐々に改善されると見込まれるものの、ウクライナ情勢に起因する地政学リスクの高まり等に伴う物価高の影響が長期化した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,722,425千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 6,252,004株    | 一株           | 一株           | 6,252,004株   |

## (2) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額

該当事項はありません。

## ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月28日開催の第59回定時株主総会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 18,325千円   |
| ・1株当たり配当額 | 3円         |
| ・基準日      | 2022年3月31日 |
| ・効力発生日    | 2022年6月29日 |

## (3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

・普通株式 48,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金、長期貸付金は取引先の信用リスクに晒されております。

長期預金は、満期解約型定期預金（コーラブル預金）であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

借入金については短期及び長期借入金であり、主に設備投資に係る資金調達及び運転資金を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの、短期借入金に係る支払金利については、短期決済であり金利変動リスクは限定的であります。

長期借入金に係る支払金利については、固定金利であるため金利変動リスクはありません。

投資有価証券については、定期的に時価の把握や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、取締役会において種類及び取引金額を決定し、財務部門にて実行、管理を行っております。当該運用状況及び結果は、定期的に社内報告を行っております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|             | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|-------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 投資有価証券  |                    |           |         |
| その他有価証券     | 94,066             | 94,066    | —       |
| (2) 敷金及び保証金 | 1,452,992          | 1,445,518 | △7,473  |
| (3) 長期預金    | 100,000            | 97,769    | △2,230  |
| 資産計         | 1,647,058          | 1,637,354 | △9,703  |
| (4) 長期借入金   | 500,000            | 490,908   | △9,091  |
| 負債計         | 500,000            | 490,908   | △9,091  |

(注) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価    |        |      |        |
|---------|-------|--------|------|--------|
|         | レベル1  | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券  |       |        |      |        |
| その他有価証券 |       |        |      |        |
| 株式      | 2,406 | —      | —    | 2,406  |
| 債券      | —     | 91,660 | —    | 91,660 |
| 資産計     | 2,406 | 91,660 | —    | 94,066 |

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |         |           |           |
|---------|------|---------|-----------|-----------|
|         | レベル1 | レベル2    | レベル3      | 合計        |
| 敷金及び保証金 | —    | —       | 1,445,518 | 1,445,518 |
| 長期預金    | —    | 97,769  | —         | 97,769    |
| 資産計     | —    | 97,769  | 1,445,518 | 1,543,288 |
| 長期借入金   | —    | 490,908 | —         | 490,908   |
| 負債計     | —    | 490,908 | —         | 490,908   |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の価格等に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度     |              |
|---------------|-------------|--------------|
|               | 自 2021年4月1日 | 至 2022年3月31日 |
| 飲料・食品         |             | 4,535,041    |
| 雑貨            |             | 20,769       |
| その他           |             | 1,563        |
| 顧客との契約から生じる収益 |             | 4,557,374    |
| その他の収益        |             | —            |
| 外部顧客への売上高     |             | 4,557,374    |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 581円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 56円87銭  |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場 所  | 用 途       | 種 類      | 減損損失 (千円) |
|------|-----------|----------|-----------|
| 東京都他 | 店舗 (14店舗) | 建物       | 99,995    |
|      |           | 工具器具及び備品 | 37,954    |
|      |           | 敷金及び保証金  | 4,215     |
| 計    |           |          | 142,164   |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額142,164千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|----------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b> |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b> | [3,371,968]      | <b>流 動 負 債</b>       | [2,272,454]      |
| 現金及び預金         | 3,067,608        | 買掛金                  | 69,105           |
| 売掛金            | 110,749          | 短期借入金                | 1,740,000        |
| 商品             | 21,245           | 未払金                  | 37,080           |
| 前払費用           | 165,698          | リース債務                | 61,424           |
| その他            | 6,667            | 未払費用                 | 141,666          |
| <b>固 定 資 産</b> | [3,408,416]      | 未払法人税等               | 22,693           |
| (有形固定資産)       | (1,571,131)      | 未払消費税等               | 89,463           |
| 建物             | 791,060          | 賞与引当金                | 54,480           |
| 車両運搬具          | 0                | 株主優待引当金              | 21,251           |
| 工具器具及び備品       | 43,422           | その他                  | 35,289           |
| 土地             | 516,039          | <b>固 定 負 債</b>       | [991,552]        |
| リース資産          | 220,608          | 長期借入金                | 500,000          |
| (無形固定資産)       | (9,736)          | リース債務                | 183,692          |
| ソフトウェア         | 9,736            | 退職給付引当金              | 161,549          |
| (投資その他の資産)     | (1,827,547)      | 役員退職慰労引当金            | 128,797          |
| 投資有価証券         | 91,660           | その他                  | 17,513           |
| 関係会社株式         | 8,406            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>3,264,007</b> |
| 出資金            | 250              | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| 長期貸付金          | 55,660           | <b>株 主 資 本</b>       | [3,520,085]      |
| 長期前払費用         | 44,570           | 資 本 金                | 100,000          |
| 敷金及び保証金        | 1,447,992        | 資 本 剰 余 金            | 1,735,459        |
| 長期預金           | 100,000          | 資本準備金                | 1,062,078        |
| 保険積立金          | 42,831           | その他資本剰余金             | 673,381          |
| 繰延税金資産         | 36,177           | 利 益 剰 余 金            | 1,795,721        |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>6,780,384</b> | 利益準備金                | 88,288           |
|                |                  | その他利益剰余金             | 1,707,432        |
|                |                  | 別途積立金                | 2,351,828        |
|                |                  | 繰越利益剰余金              | △644,396         |
|                |                  | <b>自 己 株 式</b>       | △111,095         |
|                |                  | <b>評価・換算差額等</b>      | [△7,547]         |
|                |                  | その他有価証券評価差額金         | △7,547           |
|                |                  | <b>新株予約権</b>         | [3,840]          |
|                |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>3,516,377</b> |
|                |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>6,780,384</b> |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       | 金 額       |
|--------------|-----------|-----------|
| 売上高          |           | 4,506,753 |
| 売上原価         |           | 607,138   |
| 売上総利益        |           | 3,899,614 |
| 販売費及び一般管理費   |           | 5,136,580 |
| 営業損          |           | 1,236,965 |
| 営業外収益        |           |           |
| 受取利息及び受取配当金  | 4,478     |           |
| 受取家賃         | 33,138    |           |
| 受取保険料        | 399       |           |
| 投資有価証券売却益    | 35,315    |           |
| 助成金収入        | 1,084,893 |           |
| 協賛金収入        | 25,200    |           |
| その他          | 21,414    | 1,204,839 |
| 営業外費用        |           |           |
| 支払利息         | 15,125    |           |
| 撤去費用         | 1,075     |           |
| 不動産賃貸費用      | 4,434     |           |
| 保険解約損        | 1,031     |           |
| その他          | 1,536     | 23,203    |
| 経常損失         |           | 55,329    |
| 特別利益         |           |           |
| 固定資産売却益      | 579,220   |           |
| 立退きに伴う受取補償金  | 20,000    | 599,220   |
| 特別損失         |           |           |
| 固定資産廃棄損      | 1,083     |           |
| 減損損失         | 142,164   | 143,248   |
| 税引前当期純利益     |           | 400,642   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 22,693    |           |
| 法人税等調整額      | 34,082    | 56,775    |
| 当期純利益        |           | 343,867   |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |           |          |           |        |           |          |           |          |           |
|-------------------------|---------|-----------|----------|-----------|--------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金     |          |           | 利益剰余金  |           |          |           | 自己株式     | 株主資本合計    |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | 利益準備金  | その他利益剰余金  |          | 利益剰余金合計   |          |           |
|                         |         |           |          |           |        | 別途積立金     | 繰越利益剰余金  |           |          |           |
| 2021年4月1日 期首残高          | 100,000 | 1,062,078 | 673,381  | 1,735,459 | 88,288 | 2,351,828 | △988,263 | 1,451,854 | △111,095 | 3,176,218 |
| 事業年度中の変動額               |         |           |          |           |        |           |          |           |          |           |
| 当期純利益                   |         |           |          |           |        |           | 343,867  | 343,867   |          | 343,867   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |          |           |        |           |          |           |          |           |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —        | —         | —      | —         | 343,867  | 343,867   | —        | 343,867   |
| 2022年3月31日 期末残高         | 100,000 | 1,062,078 | 673,381  | 1,735,459 | 88,288 | 2,351,828 | △644,396 | 1,795,721 | △111,095 | 3,520,085 |

|                         | 評価・換算差額等     | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|--------------|-------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金 |       |           |
| 2021年4月1日 期首残高          | 23,365       | 3,840 | 3,203,424 |
| 事業年度中の変動額               |              |       |           |
| 当期純利益                   |              |       | 343,867   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △30,913      |       | △30,913   |
| 事業年度中の変動額合計             | △30,913      | —     | 312,953   |
| 2022年3月31日 期末残高         | △7,547       | 3,840 | 3,516,377 |

(注)記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。



個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
    - ・その他有価証券  
市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
  - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産除く） 定率法によっております。  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建 物 3年から41年  
工具器具及び備品 3年から15年
  - ② 無形固定資産（リース資産除く） 定額法によっております。  
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
  - ④ 長期前払費用 定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
  - ② 株主優待引当金 株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
  - ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に喫茶等事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客への販売におけるクーポン利用について、従来は総額を収益として認識し、値引き額を販売費及び一般管理費として計上していましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高、販売費及び一般管理費がそれぞれ26,217千円減少しておりますが、営業損失、経常損失及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失142,164千円、固定資産2,141,685千円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損」の内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 36,177千円  
 （繰延税金負債と相殺前の金額は36,578千円）

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記（2）繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,699,391千円

(2) 関係会社に対する金銭債権は、次のとおりであります。

①短期金銭債権 107千円  
 ②長期金銭債権 5,750千円  
 ③短期金銭債務 25,511千円  
 ④長期金銭債務 一千元

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引 259,482千円  
 ②営業取引以外の取引高 1,012千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 143,526株    | 一株         | 一株         | 143,526株   |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 役員退職慰労引当金             | 43,250千円   |
| 退職給付引当金               | 54,248千円   |
| 賞与引当金                 | 18,294千円   |
| 固定資産減価償却超過額           | 288,406千円  |
| 敷金及び保証金の償却            | 87,310千円   |
| 税務上の繰越欠損金             | 472,154千円  |
| その他                   | 22,600千円   |
| 繰延税金資産小計              | 986,264千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △472,154千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △477,531千円 |
| 評価性引当額小計              | △949,685千円 |
| 繰延税金資産合計              | 36,578千円   |
| 繰延税金負債                |            |
| 其他有価証券評価差額金           | △400千円     |
| 繰延税金負債合計              | △400千円     |
| 繰延税金資産の純額             | 36,177千円   |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類                                        | 会社等の名称又は氏名   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係      | 取引の内容      | 取引金額(千円)(注)1 | 科目                  | 期末残高(千円)(注)1 |
|-------------------------------------------|--------------|-------------------|----------------|------------|--------------|---------------------|--------------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む) | 株式会社花見煎餅(注)3 | 被所有<br>直接19.1%    | 店舗の賃借<br>役員の兼任 | 賃借料の支払(注)2 | 3,450        | 前払費用<br>敷金及び<br>保証金 | 316<br>5,750 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
3. 当社の代表取締役社長小宮山誠及び近親者が100%(間接保有含む)保有しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(3) 会計方針に関する事項④ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 575円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 56円29銭  |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場 所  | 用 途      | 種 類      | 減損損失（千円） |
|------|----------|----------|----------|
| 東京都他 | 店舗（14店舗） | 建物       | 99,995   |
|      |          | 工具器具及び備品 | 37,954   |
|      |          | 敷金及び保証金  | 4,215    |
| 計    |          |          | 142,164  |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額142,164千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 銀座ルノアール

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩孝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社銀座ルノアールの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社銀座ルノアール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 銀座ルノアール

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩孝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銀座ルノアールの2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等における不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

|                 |      |
|-----------------|------|
| 株式会社 銀座ルノアール    | 監査役会 |
| 常勤監査役 工 藤 俊 朗 ㊟ |      |
| 社外監査役 中 谷 ゆかり ㊟ |      |
| 社外監査役 荒 剛 史 ㊟   |      |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第59期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は18,325,434円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。つきましては、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第14条（電子提供措置等）を新設するとともに、不要となる現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除を行うものであります。また、これらの新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 機動的な配当政策及び資本政策の実施を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限においても決定できるよう変更案第35条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。
- (4) 上記の各変更に伴う条数の変更及びその他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。なお、上記1.（2）に係る規定の新設、削除の効力が発生する時期については、変更案附則第2条の定めによるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                       | 変 更 案                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                                     | 第 1 章 総 則                                                                     |
| 第 1 条～第 3 条 (条文省略)                                                            | 第 1 条～第 3 条 (現行どおり)                                                           |
| (機 関)                                                                         | (機 関)                                                                         |
| 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。                                               | 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。                                               |
| 1. 取締役会<br>2. 監査役<br>3. 監査役会<br>4. 会計監査人                                      | 1. 取締役会<br>2. 監査等委員会<br>(削 除)<br>3. 会計監査人                                     |
| (公告の方法)                                                                       | (公告の方法)                                                                       |
| 第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する。 | 第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 |
| 第 2 章 株 式                                                                     | 第 2 章 株 式                                                                     |
| 第 6 条 (条文省略)                                                                  | 第 6 条 (現行どおり)                                                                 |
| (自己の株式の取得)                                                                    | (削 除)                                                                         |
| 第 7 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>       |                                                                               |
| 第 8 条 (条文省略)                                                                  | 第 7 条 (現行どおり)                                                                 |
| (単元未満株式数についての権利)                                                              | (単元未満株式についての権利)                                                               |
| 第 9 条 (条文省略)                                                                  | 第 8 条 (現行どおり)                                                                 |
| 1. (条文省略)<br>2. (条文省略)<br>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利         | 1. (現行どおり)<br>2. (現行どおり)<br>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利       |
| (株式取扱規則)                                                                      | (株式取扱規則)                                                                      |
| 第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、 <u>法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</u>        | 第 9 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、 <u>法令又は本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</u>          |
| 第 11 条 (条文省略)                                                                 | 第 10 条 (現行どおり)                                                                |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(召集)<br/>第12条 (条文省略)<br/>② 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地のほか、東京都区内においても招集することができる。</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br/>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p>(取締役の員数)<br/>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(召集)<br/>第11条 (現行どおり)<br/>(削 除)</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br/>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p>(取締役の員数)<br/>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。<br/>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (条文省略)</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>                                                                                                                               | <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>                                                                                                         |
| <p>第25条 (条文省略)</p>                                                                                                                                            | <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                       |
| <p>第26条 (報酬等)<br/> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                  | <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)<br/> 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>                |
| <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>                                                                                                                | <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>                                                                                                       |
| <p>(員数)<br/> 第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>                                                                                                                | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                       |
| <p>(選任方法)<br/> 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>                           | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>      | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                |
| <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第31条 <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>                                                                           | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                |
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                     | <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                                                   |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                                                                   | <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>                                                                                     |
| <p>(報酬等)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                          | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削 除)</p>                                                                                                     |
| <p>第6章 会 計 監 査 人</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p>第6章 会 計 監 査 人</p>                                                                                             |
| <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によってこれを選任する。</p>                                                                                                                                                                              | <p>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>                                                             |
| <p>第38条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                    | <p>第32条 (現行どおり)</p>                                                                                              |
| <p>第39条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                    | <p>第33条 (現行どおり)</p>                                                                                              |
| <p>第7章 計 算</p>                                                                                                                                                                                                                        | <p>第7章 計 算</p>                                                                                                   |
| <p>第40条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                    | <p>第34条 (現行どおり)</p>                                                                                              |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                          | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>                                                                                            |
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                      | <p>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>                           |
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                      | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月末日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> |
| <p>(中間配当)</p>                                                                                                                                                                                                                         | <p>(削 除)</p>                                                                                                     |
| <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p>                                                                                                                                                                              | <p>(削 除)</p>                                                                                                     |
| <p>第43条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                    | <p>第37条 (現行どおり)</p>                                                                                              |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | 附 則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (新 設)   | <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第59回定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第59回定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</p>                             |
| (新 設)   | <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | こみやま まこと<br>小宮山 誠<br>(1974年7月2日生) | 1998年8月 当社入社<br>2006年1月 ㈱ジーアールシー（現㈱花見煎餅取締役）<br>第2営業部長<br>2010年4月 ㈱銀座ルノアール取締役<br>2011年1月 ㈱銀座ルノアール取締役<br>2012年4月 ㈱ビーアンドエム代表取締役社長<br>2012年6月 取締役<br>2014年6月 常務取締役開発本部管掌<br>2015年6月 代表取締役社長（現任）<br>2017年6月 ㈱銀座ルノアール代表取締役社長（現任）<br>㈱花見煎餅代表取締役社長（現任） | 172,800株       |

(取締役候補者とした理由)

小宮山誠氏は、営業部門及び開発部門等での業務経験を経て、2012年6月から取締役、2015年6月からは代表取締役として当社を統率してきており、当社の企業価値の向上に貢献しております。今後も当社の成長と企業価値向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2     | いがり やすき<br>猪狩安住<br>(1951年4月2日生) | 1972年5月 当社入社<br>2000年5月 総務部長<br>2002年6月 取締役総務部長<br>2003年6月 常務取締役管理本部長兼総務・経理部長<br>2010年6月 専務取締役管理本部長兼総務部長<br>2012年4月 ㈱ビーアンドエム監査役<br>2014年6月 取締役副社長管理本部長<br>2015年3月 取締役副社長<br>2017年3月 取締役副社長経営戦略室長<br>2022年3月 取締役副社長管理本部管掌兼経営戦略室長（現任） | 81,000株        |

(取締役候補者とした理由)

猪狩安住氏は、営業部門及び管理部門等での豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、2002年6月から取締役、2014年6月からは当社の取締役副社長として長年にわたり経営に携わり、当社の企業価値向上に貢献しております。今後も当社の成長と企業価値向上へ更なる貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

| 候補者<br>番号 | ふ り が た<br>氏 名<br>(生 年 月 日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株<br>式 数 |
|-----------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3         | おか ぎき ひろ しげ<br>岡 崎 裕 成<br>(1966年10月19日生) | 1989年10月 当社入社<br>2012年3月 営業部長<br>2015年3月 営業本部副本部長兼営業部長<br>2016年3月 営業本部部長兼営業部長<br>2016年5月 ㈱ビーアンドエム取締役<br>2016年6月 取締役営業本部部長兼営業部長<br>2017年3月 取締役営業本部部長<br>2017年6月 ㈱銀座ルノアール取締役(現任)<br>2020年6月 取締役管理本部部長<br>2022年3月 取締役開発本部部長兼デザイン・メンテナンス部長(現任) | 1,700株              |

(取締役候補者とした理由)

岡崎裕成氏は、営業部門での業務経験を経て、2016年6月から取締役、2022年3月からは当社の開発本部部長として開発部門全体を牽引し、当社事業拡大の中心的役割を担っております。今後も当社の成長と企業価値向上へ更なる貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

| 候補者<br>番号 | ふ り が た<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                     | 所有する<br>当社の株<br>式 数 |
|-----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4         | たか の よし たか<br>高 野 好 隆<br>(1962年11月11日生) | 1989年1月 当社入社<br>2017年3月 営業部長<br>2020年3月 営業本部副本部長<br>2020年6月 取締役営業本部部長<br>2021年8月 取締役営業本部部長兼マーケティング部長(現任) | 一株                  |

(取締役候補者とした理由)

高野好隆氏は、営業部門での業務経験を経て、2020年6月から取締役に就任し、営業本部部長として営業部門全体を牽引し、当社主力事業拡大の中心的役割を担っております。今後も当社の成長と企業価値向上へ更なる貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

| 候補者<br>番号 | ふ り が た<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                            | 所有する<br>当社の株<br>式 数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| ※<br>5    | もり た まさ かず<br>森 田 正 一<br>(1975年2月21日生) | 1996年9月 当社入社<br>2015年3月 経理部長<br>2020年3月 経理部長兼経営戦略室担当<br>2021年3月 財務部長兼経営戦略室担当<br>2022年3月 管理本部部長兼財務部長兼経営戦略室担当(現任) | 一株                  |

(取締役候補者とした理由)

森田正一氏は、入社以来管理部門での業務経験を経て2015年3月から当社の経理部長として管理部門を牽引し、当社経営、成長戦略の推進の中心的役割を担っております。今後も当社の成長と企業価値向上へ更なる貢献を期待し、取締役候補者いたしました。



| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式<br>数 |
|-------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 6     | おぎわのぶひろ<br>小澤信宏<br>(1960年1月6日生) | 1982年3月 キーコーヒー㈱入社<br>2013年4月 キーコーヒー㈱取締役常務執行役員営業統括<br>2013年6月 当社社外取締役(現任)<br>2019年5月 ㈱イタリアントマト代表取締役社長兼CEO(現任)<br>2019年6月 キーコーヒー㈱取締役専務執行役員営業統括(現任) | 一株                 |

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

小澤信宏氏は、キーコーヒー㈱での取締役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、経営陣から独立した立場にて客観的視点から業務執行に対する監督機能を果たしていただくため、社外取締役候補者としていたしました。同氏は当社の特定関係事業者(主要取引先)の業務執行者であります。

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者との間には特別な利害関係はありません。
3. ㈱花見煎餅と当社は継続的取引関係にあります。
4. 小澤信宏氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。小澤信宏氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合には、上記契約を継続する予定であります。  
なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令で定める額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 小澤信宏氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | くどうとしろう<br>工藤 俊朗<br>(1955年1月11日生) | 1977年8月 当社入社<br>2005年2月 新宿エリア スーパーバイザー<br>2007年7月 銀座エリア スーパーバイザー<br>2015年6月 監査役(現任) | 4,000株     |

(監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

工藤俊朗氏は、当社のスーパーバイザーを歴任後2015年6月から当社常勤監査役に就任しており、客観的な見地から当社の経営に対し適切な監督を行っていただけると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | なかたに<br>中谷 ゆかり<br>(1968年12月26日生) | 2005年10月 弁護士登録<br>大高法律事務所入所<br>2014年6月 当社社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>大高法律事務所弁護士 | 一株         |

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

中谷ゆかり氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、2014年6月より当社社外監査役として、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っており、今後においても職務を遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3     | あらたけし氏<br>荒剛史<br>(1953年8月30日生) | 1977年4月 日本冷蔵株式会社(現株式会社ニチレイ)入社<br>2005年4月 株式会社ニチレイバイオサイエンス代表取締役社長<br>2007年6月 株式会社ニチレイ取締役兼株式会社ニチレイバイオサイエンス代表取締役社長<br>2012年4月 株式会社ニチレイバイオサイエンス取締役会長<br>2013年6月 株式会社ニチレイ常勤監査役<br>2018年5月 株式会社アイオイ・システム常勤監査役(現任)<br>2019年6月 当社社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社アイオイ・システム常勤監査役 | 一株                 |

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

荒剛史氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2019年6月より当社社外監査役として、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っており、今後においても職務を遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 中谷ゆかり氏及び荒剛史氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。  
 3. 当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、中谷ゆかり氏及び荒剛史氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。中谷ゆかり氏及び荒剛史氏の監査等委員である社外取締役選任の承認をいただいた場合には、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令で定める額としております。  
 4. 当社は、中谷ゆかり氏及び荒剛史氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。中谷ゆかり氏及び荒剛史氏の選任議案が承認された場合、引き続き、独立役員に指定する予定であります。  
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
 6. 中谷ゆかり氏及び荒剛史氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって中谷ゆかり氏が8年、荒剛史氏が3年となります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                         | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------|
| おおはし<br>大橋みどり<br>(1959年6月2日生) | 2007年1月 税理士登録<br>2016年1月 大橋みどり税理士事務所設立<br>(現在に至る) | 一株                 |

(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

大橋みどり氏は、長年の税理士として培われた企業経営を統治する十分な知識を、取締役に就任された場合に、当社の監査体制に反映していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 大橋みどり氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大橋みどり氏は、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、大橋みどり氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結する予定です。
4. 大橋みどり氏は、東京証券取引所引の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社は同氏を独立役員とし同取引所に届け出る予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。大橋みどり氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月28日開催の定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、昨今の経済情勢、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案し、年額180百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、監査等委員会設置会社移行後の各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員報酬等の具体的な内容等は、移行後の取締役会で承認され、改定予定であります「取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針」に基づき決定いたします。当該方針は基本的に事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」と同内容とする予定でありますので、相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額35百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責や昨今の経済情勢等諸般の事情も勘案し、現行の監査役の報酬限度額及び支給実績を踏まえ、相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

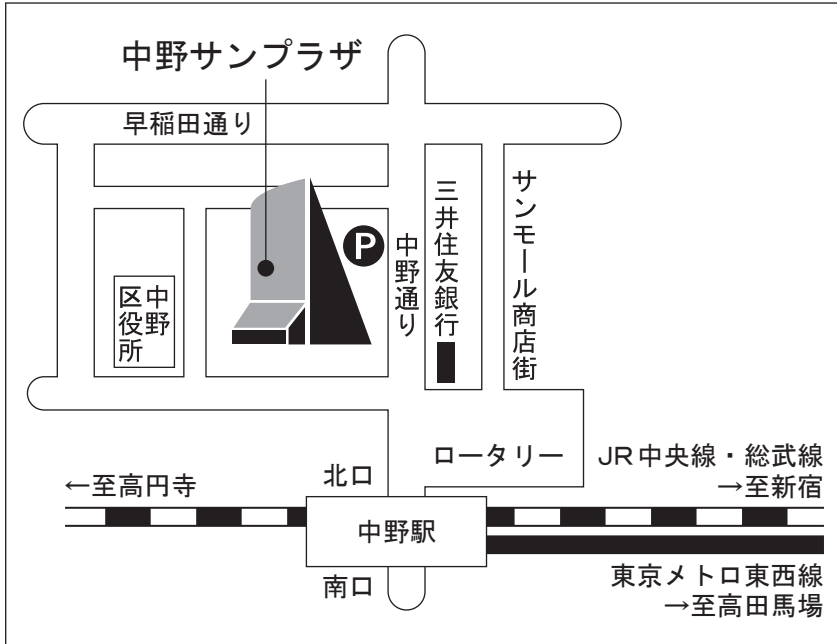
以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

中野サンプラザ 13階コスモルーム  
東京都中野区中野4丁目1番1号  
TEL. 03-3388-1151 (代)



- JR中央線・総武線中野駅北口徒歩1分
- 東京メトロ東西線中野駅北口徒歩1分

<お願い> 会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、上記の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。